

令和6年度（2024年度） 熊本市勤労青少年ホーム運営委員会議事録

日 時	令和7年2月7日（金） 14時30分～15時45分
場 所	熊本市勤労青少年ホーム 2階 講習室
出席委員	徳永委員長（議長） 渡邊副委員長 那須委員 川田委員 緒方委員 田木委員 計6名
欠席委員	上田委員
市側出席	睦田部長 橋本課長 廣田館長 木原主幹 篠原主任主事
司会進行	木原主幹

運営委員会の成立について

委員7名のうち6名の出席があったことから、熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則第14条第2項の規定により、令和6年度（2024年度）熊本市勤労青少年ホーム運営委員会は成立。

〈議題〉

- (1) 施設の運営状況について（議事資料1～7）
- (2) 運営にあたっての課題とこれまでの対応について（議事資料8～9）
- (3) 施設の状況と今後の対応について（議事資料10～11）

司 会 開会あいさつ

-開 会-

〈次第に沿って司会進行〉

○睦田部長挨拶

○運営委員紹介

○徳永委員長挨拶

○議事

進行を事務局から委員長（以下：議長）へ

徳永議長 審議開始 議題1について

1…議題（1）を館長説明…

（令和6年度熊本市勤労青少年ホーム運営状況について）

徳永議長 議題 1 について質疑、意見の確認
特になし

徳永議長 議題 2 について

2…議題 (2) を館長説明…
(運営にあたっての課題とこれまでの対応について)

徳永議長 議題 2 について質疑、意見の確認

緒方委員 北部商工会青年部では、昨年 1 2 月に北部まちづくりセンター
と合同でクリスマスイルミネーションを行った。
北部商工会青年部としても、同様な協力ができると思うので声
をかけてもらえればアイデアや共同によるイベント等を実施で
きえると思う。

徳永議長 ほかに意見等なし

徳永議長 議題 3 について

3…議題 (3) を館長説明…
(施設の状況と今後の対応について)

徳永議長 議題 3 について質疑、意見の確認

那須委員 職業相談をフェイスブック等で周知しているとのことだが、3
日前までに申し込みがなければ中止するということか。

(回答) 館長…開催の 3 日前までに申し込みがなければ中止となる。

那須委員 利用は 5 年度、6 年度で 2 件ということか。

(回答) 館長… 5、6 年度とも 1 回ずつ実施している。

那須委員 在職中の方の相談ということで、ハローワークでも開催時間を
同じような時間にしているが、なかなか利用者がいない。

何とか利用者を増やそうとラインを利用した募集も行う予定。

川田委員 利用者が減ってきているというが、利用者はどのような方々をターゲットとしているのか
どのような方々の利用が多かったのかを教えてほしい。

(回答) 館長…メインは公民館利用者で、半分以上。
一般貸館についても、公民館活動の延長として使用される方が多いので、全体の7割近くは公民館関係となる。
勤労青少年ホームの講座については、全市的な募集をしているが、立地が北区のため北区在住の方が多いが、南区や東区からの参加者もあった。
かつては勤労青少年ホーム友の会もあったようで、そのころはもっと利用者が多かったと確認している。
平成30年度から友の会がなくなり、そこからは利用者の減少が続いている。

川田委員 法律上、勤労青少年ホームとしての目的を逸脱した自由な使い方ができないのだろうと認識している。
商工会議所では、まず、対象者を明確にし、その対象者にどのようにアピールしていくかを決めていく。
そこで、まずは対象者をどのような方々にするのかを、改めて検討してみてもよいのでは。

渡邊副委員長 以前から勤労青少年ホームを利用しているものとしては、今、非常に複雑な心境で、この場がなくなっては困るという思いもある。
30代の頃から利用しているが、日中は高齢者の方としか会わなかった。
サークル活動や一般貸館として借りていたが、最初の3、4年は、45歳未満の方は無料で使用できると知らなかったので、情報の発信が非常に大切で、きちんとした発信をしなければ必要な人に届かないと思う。
利用登録後、無料で利用ができていたが、メンバーのうち一人が年齢制限により利用ができなくなった。
サークル活動から一般貸館に変更となると、1か月前からの予

約しかできず、どうしても利用したい場合は前の月の１日の９時頃に電話する必要があるが、仕事をしているとなかなかそれもしないため、利用しやすい別の場所を借りたりしている。地元の利用者についても少なく、東区や別の市から来られる方もいる。夏祭りで使用しているが、もっと地域と積極的な交流を行ってはどうか。

田木委員 キャリアコンサルタントの仕事をしている中で、仕事をしている女性が増えているのを感じる。
以前は育児出産するときの就業率が下がっていたが、今はそのようなこともない。
女性の就業率が上がった反面、仕事が忙しいためＰＴＡ活動や自治会活動が崩壊してきている。
そこで、少し本来の利用とは異なると思うが、働く人に対する支援、親へのサポート的な事業を行ってはどうか。

川田委員 ４５歳以上も無料にできないか。

（回答）館長…条例に定められているため、簡単には改正することができない。
国の基準として、青少年を概ね１５歳以上４５歳未満と定めており、そのことを踏まえ条例を定めている。
勤労青少年ホームは勤労する青少年のための施設という大前提があるため、利用者の年齢を１５歳未満や４５歳以上にするのはなかなか難しいと考える。
部長…ご意見にもあったが利用者を増やすにあたり、まずニーズの把握を行う必要があると考えている。
時代の流れとして仕事の仕方や生活の仕方も変わってきていることから、利用者の状況や利用の状況を確認しながら、利用者を増やす方法を検討していきたいと考えている。

川田委員 企業も利用できるのか。

（回答）館長…企業内有志のサークル活動のようなものであれば可能。
部長…企業名を出すのか出さないのかというのはあるが、営利目的というものが前面に出てくるとちょっと使用許可を出すのが難し

くなるので、企業内の同好会的なものの活動の場としてホームを利用されるという形であれば、問題ない考える。

川田委員 勤労青少年であればホームを無料で利用できるなど、今日聞いて初めて知ったこともある。
商工会議所としても、企業に対して会報を7000部ほど発行しているので、勤労青少年ホームに関する情報発信に協力することができると思う。

徳永議長 勤労青少年ホームの運営に役に立つ様々な意見が出されたので、実行できるものは実行していくよう努めてほしい。

徳永議長 審議終了

司 会 閉会あいさつ

-閉 会-